

放射線利用推進専門部会における国立機関原子力試験研究費の評価について

平成 11 年 3 月 16 日
放射線利用推進専門部会

放射線利用推進専門部会では、平成 9 年 8 月に内閣総理大臣決定された「国の研究開発全般に共通する評価の実施方法の在り方についての大綱的指針」を踏まえ、昨年 3 月の第 8 回本専門部会において本専門部会における評価の進め方を決定し、昨年 6 月に国立機関原子力試験研究費の事前評価を実施したところであるが、評価の実施方法に対する委員からのコメントを元に、以下のとおり実施方法を改める。

1. 放射線利用推進専門部会の下に設けるワーキンググループにおいて、各研究実施機関から提出される研究課題の、事前、事後評価及び中間評価を行う。
2. ワーキンググループは評価の結果をとりまとめ、放射線利用推進専門部会へ報告し、専門部会の了承を得る。
3. 放射線利用推進専門部会は、評価の結果を簡潔にまとめ、公表する。
4. 予算要求額 500 万円未満の研究課題については、ワーキンググループにおける評価作業を書面のみで実施するなど簡略化する。